

○高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

平成23年10月20日規則第63号

改正 令和 5年 6月 9日規則第88号

改正 令和 7年 9月30日規則第87号

改正 令和 8年 4月 1日規則第35号

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）を施行するため、法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。次条において「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。同条において「共同省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び共同省令において使用する用語の例による。

（登録簿の閲覧の方法）

第3条 法第10条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する方法は、高知県のホームページにより行う方法とする。

第4条から第7条まで 削除

（廃業等の届出手続）

第8条 法第12条第1項の規定により廃業等の届出をするときは、別記第1号様式による登録事業廃止等届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第12条第2項の規定により破産手続開始の決定を受けた旨の届出をするときは、

別記第2号様式による登録事業者破産手続開始決定届出書を知事に提出しなければならない。

(登録の抹消の申請手続)

第9条 法第13条第1項第1号の規定により登録の抹消の申請をするときは、別記第3号様式による登録事業登録抹消申請書を知事に提出しなければならない。

(管理の状況の報告)

第10条 登録事業者は、管理を開始したサービス付き高齢者向け住宅に係る次に掲げる事項について、前年の4月1日から当該年の3月31日までの状況を毎年5月31日までに、別記第4号様式によるサービス付き高齢者向け住宅管理状況報告書により知事に報告しなければならない。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の入居の状況に関する事項

(2) サービス付き高齢者向け住宅において行われる高齢者生活支援サービスに関する事項

(3) 前号の高齢者生活支援サービスのうち状況把握サービス及び生活相談サービスの内容に関する事項

(4) 前3号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

(身分証明書)

第11条 法第24条第3項の身分を示す証明書は、別記第5号様式によるものとする。

(県が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助の対象となる入居者の所得の基準)

第12条 省令第13条の知事が定める額は、214,000円とする。

(終身賃貸事業の変更の認可申請)

第13条 法第56条第1項の規定により終身賃貸事業の変更の認可を受けようとする終身賃貸事業者は、別記第6号様式による終身賃貸事業変更認可申請書により知事に申請しなければならない。

(終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の変更の届出手続)

第13条の2 法第57条第3項の規定により賃貸住宅の変更の届出をするときは、別記第6号様式の2による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書を知事に提出しなければならない。

(解約の申入れの承認申請)

第14条 法第59条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けようとする認可事業者は、別記第7号様式による終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書により知事に申請しなければならない。

(地位の承継の届出手続等)

第15条 法第68条第2項の規定により地位の承継の届出をするときは、別記第8号様式による認可事業者地位承継届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第68条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、別記第9号様式による認可事業者地位承継承認申請書により知事に申請しなければならない。

(事業の廃止の届出手続)

第16条 法第71条第1項の規定により事業の廃止の届出をするときは、別記第10号様式による終身賃貸事業廃止届出書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)

2 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成13年高知県規則第154号）は、廃止する。

附 則（令和 5年 6月 9日規則第88号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（令和 7年 9月30日規則第87号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和 8年 4月 1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。